

株式会社N.第二回私募社債 商品説明表_1

株式会社N



株式会社N.第2回少数人数私募社債

募集期間 2024年4月8日 ～ 2024年4月30日、最終配当日 2026/6月内、元金償還日 2026年8月末日
契約・運用期間 2024年5月1日 ～ 2026年4月30日

お申込金額(1口200万)	初回振込日	表面利回り(年利)	利息支払い時の金額
1口	毎月1回配当 (初回配当 2024/7月内)	年8% ※ 年利を12回にて分割計算 ※ 端数切捨て、最終調整なし	一回13,333円 年159,996円 (13,333円 × 12回)
2口	毎月1回配当 (初回配当 2024/7月内)	年8% ※ 年利を12回にて分割計算 ※ 端数切捨て、最終調整なし	一回26,666円 年319,992円 (26,666円 × 12回)
3口	毎月1回配当 (初回配当 2024/7月内)	年10% ※ 年利を12回にて分割計算	一回50,000円 年600,000円 (50,000円 × 12回)
4口	毎月1回配当 (初回配当 2024/7月内)	年10% ※ 年利を12回にて分割計算 ※ 端数切捨て、最終調整なし	一回66,666円 年799,992円 (66,666円 × 12回)
5口～	毎月1回配当 (初回配当 2024/7月内)	年12% ※ 年利を12回にて分割計算	一回100,000円 年1,200,000円 (100,000円 × 12回)

- ※募集予定の口数、金額、期日に達し次第、締め切りとさせていただきます。契約期間は2年となります。
- ※配当支払日が土日祝の場合、翌営業日にて対応いたします。
- ※振込手数料として別途1,500円が掛かります。ご入金の際は申込金額と手数料を合わせてお振込みください。
- ※配当は、源泉所得税(20.315%)を差し引いた金額にて振込します。
- ※途中解約をご希望の際は、月末締め・翌々月末日に元金をお支払いいたします。
- ※途中解約の場合、以下の中途解約手数料を負担いただきます。(契約開始後1～12ヶ月：購入金額の15% 契約開始後13～24ヶ月：購入金額の10%)
- ※途中解約の場合、解約した月が最終配当月になります。
- ※途中解約の元本償還上限は、3000万/月になります。

株式会社S第3回少人数私募社債

募集期間 2024年6月13日 ～ 2024年6月30日, 最終配当日 2026/8月内, 元金償還日 2026年10月末日
契約・運用期間 2024年7月1日 ～ 2026年6月30日

お申込金額(1口200万)	初回振込日	表面利回り(年利)	利息支払い時の金額
1口～4口	毎月1回配当 (初回配当 2024/9月内)	年8% ※ 年利を12回にて分割計算 ※端数切捨て、最終調整なし	一回13,333円 年159,996円 (13,333円 × 12回)
5口～	毎月1回配当 (初回配当 2024/9月内)	年10% ※ 年利を12回にて分割計算 ※端数切捨て、最終調整なし	一回83,333円 年999,996円 (83,333円 × 12回)

- ※募集予定の口数、金額、期日に達し次第、締め切りとさせていただきます。契約期間は2年となります。
- ※ 配当支払日が土日祝の場合、翌営業日にて対応いたします。
- ※ 振込手数料として別途1,500円が掛かります。ご入金の際は申込金額と手数料を合わせてお振込みください。
- ※配当は、源泉所得税(20.315%)を差し引いた金額にて振込します。
- ※ 途中解約をご希望の際は、月末締め・翌々月末日に元金をお支払いいたします。
- ※ 途中解約の場合、以下の中途解約手数料を負担いただきます。(契約開始後1～12ヶ月：購入金額の15% 契約開始後13～24ヶ月：購入金額の10%)
- ※途中解約の場合、解約した月が最終配当月になります。
- ※途中解約の元本償還上限は、3000万/月になります。

社債申込証

株式会社 S 御中

株式会社 S 第 3 回発行少人数私募社債

社債の金額 金 円 (..... 口)

申込証拠金 金 円

別紙募集要領承認の上、申し込み致します。

年 月 日

住所

氏名 印

※「社債の金額」には申し込む社債の総額を記入します

※「申込証拠金」には「社債の金額」と同じ額を記入します

お取引に関する注意事項

※下記の質問にチェックマークをつけてお答え下さい。

また最後に署名、捺印下さいますようお願い申し上げます。

1. 当会社の募集要項及び代表者の説明をお読みいただき、取引の内容を十分にご理解いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

2. 当会社の少人数私募債は、投資信託ではありません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

3. 当該社債は解約の制限が設けられており、お客様が自由に解約することはできません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

4. 当該社債は譲渡の制限が設けられており、お客様が自由に譲渡することはできません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

5. 当該社債の、取得勧誘について金融商品取引法第4条第1項の規定による届出(有価証券届出書の提出)が行われていないことについてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

以上の通り相違ありません。

(住所) _____

(記入者) _____ 印

(住所) 大阪府大阪市北区西天満6丁目2-3
株式会社 S

(担当者名) 中村 麻耶

社債申込証

株式会社 V 御中

株式会社 V 第 1 回発行少人数私募社債

社債の金額 金 円 (..... 口)

申込証拠金 金 円

別紙募集要領承認の上、申し込み致します。

年 月 日

住所

氏名 印

※「申込証拠金」には申し込む社債の総額を記入します

お取引に関する注意事項

※下記の質問にチェックマークをつけてお答え下さい。

また最後に署名、捺印下さいますようお願い申し上げます。

1. 当会社の募集要項及び代表者の説明をお読みいただき、取引の内容を十分にご理解いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

2. 当会社の少人数私募債は、投資信託ではありません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

3. 当該社債は解約の制限が設けられており、お客様が自由に解約することはできません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

4. 当該社債は譲渡の制限が設けられており、お客様が自由に譲渡することはできません。この点についてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

5. 当該社債の、取得勧誘について金融商品取引法第4条第1項の規定による届出(有価証券届出書の提出)が行われていないことについてご了承いただいておりますでしょうか？

☐ はい

☐ いいえ

以上の通り相違ありません。

(住所) _____

(記入者) _____ 印

(住所) 大阪府大阪市北区梅田 2-5-13 桜橋第一ビル 304 号
株式会社 V

(担当者名) 兵頭 梢